

川口市学校施設の使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲で、川口市立学校の施設（以下「学校施設」という。）を社会教育その他公共のための活動で教育委員会が特に認めるものに使用させる場合の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 学校施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(納付の時期)

第3条 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付等)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため、学校施設の使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、学校施設を使用することができないとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の学

校施設の使用に係る使用料について適用する。

- 3 令和8年4月1日から施行日の前日までの間に施行日以後の使用の許可を受けたものからは、施行日前においても、この条例の規定の例により当該使用に係る使用料を徴収することができる。

別表（第2条関係）

1 運動場等の使用料

種別		単位	金額		
			午前7時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
運動場	8,000平方メートル未満	2時間	340円		
	8,000平方メートル以上	2時間	680円		
体育館	840平方メートル未満	2時間	550円		
	840平方メートル以上	2時間	1,100円		
武道場	240平方メートル未満	2時間	610円		
	240平方メートル以上	2時間	1,220円		
テニスコート（1面）		2時間	820円		
その他の施設		2時間	240円	490円	730円

2 附帯施設の使用料

種別	単位	金額
運動場夜間照明施設	1時間	電球1個につき30円を限度として市長が別に定める額
体育館空調施設	1時間	730円

備考

- 1 構成員の5分の1以上が市内に住所を有しない者である団体（小学生又は中学生の団体を除く。）の使用に係る使用料（附帯施設に係る使用料を除く。）の額は、規定使用料の額にその10割に相当する額を加算した額